

[文書番号] ATN-221226A
[発行] 2022年12月26日
[標 題] WEEE 指令に伴う製品へのマーク表示について
[対 象] 当社製品全般

(1/1 ページ)

平素は弊社製品をご使用いただき、誠にありがとうございます。
表題の件について下記の通りご案内させていただきます。内容をご確認の上、引き続きのご愛顧をお願い申し上げます。

お知らせ

1、WEEE 指令の概要

電気電子機器廃棄物指令(Directive on Waste Electrical and Electronic Equipment:WEEE 指令)は、WEEE(電気電子機器廃棄物)の発生を抑制し、再利用やリサイクルを促進して廃棄される WEEE の量を削減することを目的とし、EU 加盟国および生産者に WEEE の回収・リサイクルシステムの構築・費用負担を義務付けています。

(1)対象製品(※指令上で除外されている製品を除くすべての電気電子機器(EEE)が対象。)

- 1.熱交換機器
- 2.スクリーン、モニタ、及び 100 cm² よりも大きい面積のスクリーンを持つ機器
- 3.ランプ
- 4.大型機器
- 5.小型機器
- 6.小型 IT/通信機器(外形寸法が 50 cm を超えないもの)

(2)生産者/輸入者の義務

生産者に対する主な要求事項は、①EU 加盟国の所轄当局への登録、②WEEE 処理システムの構築、③再利用、解体、リカバリーを考慮した製品設計、④製品へのシンボルマークの表示になります。

2、当社対象製品の対応

製品本体、又は取扱説明書にシンボルマーク(右記)を表示します。
現在、順次対応を進めておりますが、詳細に付きましては、弊社営業所、またはサポートダイヤルまでお問い合わせください。

※このシンボルマークは、EU 加盟国のみを対象にしており、WEEE 指令(2012/19/EU)の第 14 条および附属書区に準拠し、使用済みの電気電子機器を家庭ごみとは別に廃棄する必要があることを意味しています。

3、対象製品

当社製品全般。

※オプション品のアダプタ、ホルダなど、EEE 対象外の製品を除く。

4、EU 各国へ輸出されるお客様

弊社製品を EU 各国へ輸出される場合は、お客様(EU 域内の輸入者様)等にて、WEEE 指令への対応(製品登録、販売量報告など)が必要となる場合がございます。

「crossed out wheeled bin」シンボルマーク



2005年8月13日以降にEU加盟国に輸入したことを示す表示

[連絡先]

Anywire 株式会社エニワイヤ

本 社	: 〒617-8550 京都府長岡京市馬場園所1	TEL:075-956-1611(代) / FAX:075-956-1613
西日本営業所	: 〒617-8550 京都府長岡京市馬場園所1	TEL:075-956-4911 / FAX:075-956-1613
東日本営業所	: 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-4(KYYビル9F)	TEL:03-5209-5711 / FAX:03-5209-5713
中部営業所	: 〒461-0048 愛知県名古屋市中区東区矢田南5-1-14	TEL:052-723-4611 / FAX:052-723-4683
九州営業所	: 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-15-2(第6明星ビル 7F)	TEL:092-724-3711 / FAX:092-724-3713

テクニカル サポートダイヤル : TEL075-952-8077

Printed in Japan 2022 [ATN-221226A]